

令和3年2月12日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局子育て支援課長

緊急事態宣言の延長に伴う 市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の利用について

日頃から、保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染拡大防止の取組に御理解、御協力いただいていることに感謝申し上げます。

令和3年2月2日付で政府による「緊急事態宣言」の対象期間が、令和3年3月7日まで延長されました。そのため、本市における市型預かり保育等*の利用については、令和3年1月13日付で保護者の皆様にお知らせした「緊急事態宣言の発出に伴う市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業の利用について」の取扱いを令和3年3月7日まで継続することとします。

引き続き、本市からの利用自粛要請は行わず、利用料や利用に関する対応内容に変更はありません。また、幼稚園・認定こども園に対しては、改めて必要な時間の保育を提供していただくように依頼いたします。

※市型預かり保育等： 私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育事業）、
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業

1 市型預かり保育等の利用にあたってのお願い

幼稚園・認定こども園の皆様に対しては、感染防止策を徹底しつつ、原則事業実施をお願いしていることから、通常通り市型預かり保育等の利用が可能です。

日頃からお願いしているところではありますが、今回の緊急事態宣言中におきましても、ご家庭での保育ができる場合には市型預かり保育等の利用を控えるなど、必要な範囲でご利用いただくようお願いいたします。

（利用にあたってのお願い）

- ・仕事がお休みの日などには市型預かり保育等の利用を控える
- ・在宅勤務の日については、通勤に要していた時間帯を除き、勤務時間に応じた利用とする など

2 その他

(1) 本市から利用自粛要請は行わないことから、令和3年3月7日までの期間中の市型預かり保育事業の満3歳児クラス及び2歳児受入れ推進事業の利用料について、利用日数に応じた減額は行いません。

なお、3歳児以上の無償化対象者についての取扱いに変更はございません。

(2) 園児や職員がり患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合などは、臨時休園とすることもあります。

<担当連絡先>

子育て支援課 671-2085